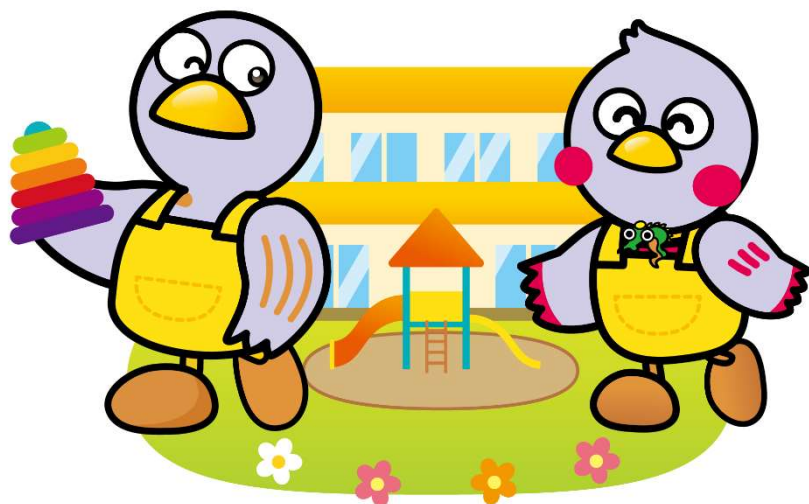


埼 玉 版

企業内保育所 共同利用マニュアル

令和6年度版



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

彩の国



埼玉県



はじめに

埼玉県では、従業員が仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを進めています。その一環として、企業が従業員の児童を保育する「企業内保育所」の設置・運営を支援しています。

企業内保育所があることで、従業員は産休・育休からスムーズに復帰することができ、企業も計画的な人員配置や優秀な人材の確保が可能になります。しかし、企業内保育所の設置・運営にかかる費用負担やノウハウが必要なため、設置する企業は限られているのが現状です。

そこで県では、企業内保育所のメリットや課題、設置のノウハウなどの情報を提供することで、複数の企業が共同で利用できる「**共同利用型企业内保育所**」の設置を促進しています。「共同利用型企业内保育所」は企業の負担軽減につながり、利用者も比較的確保しやすいことから、より安定的な運営が期待できます。このマニュアルは共同利用型企业内保育所の設置・運営に必要な事項を説明しています。今後、設置に向けて具体的に検討する際の参考にしていただければ幸いです。

令和6年4月

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課

目次

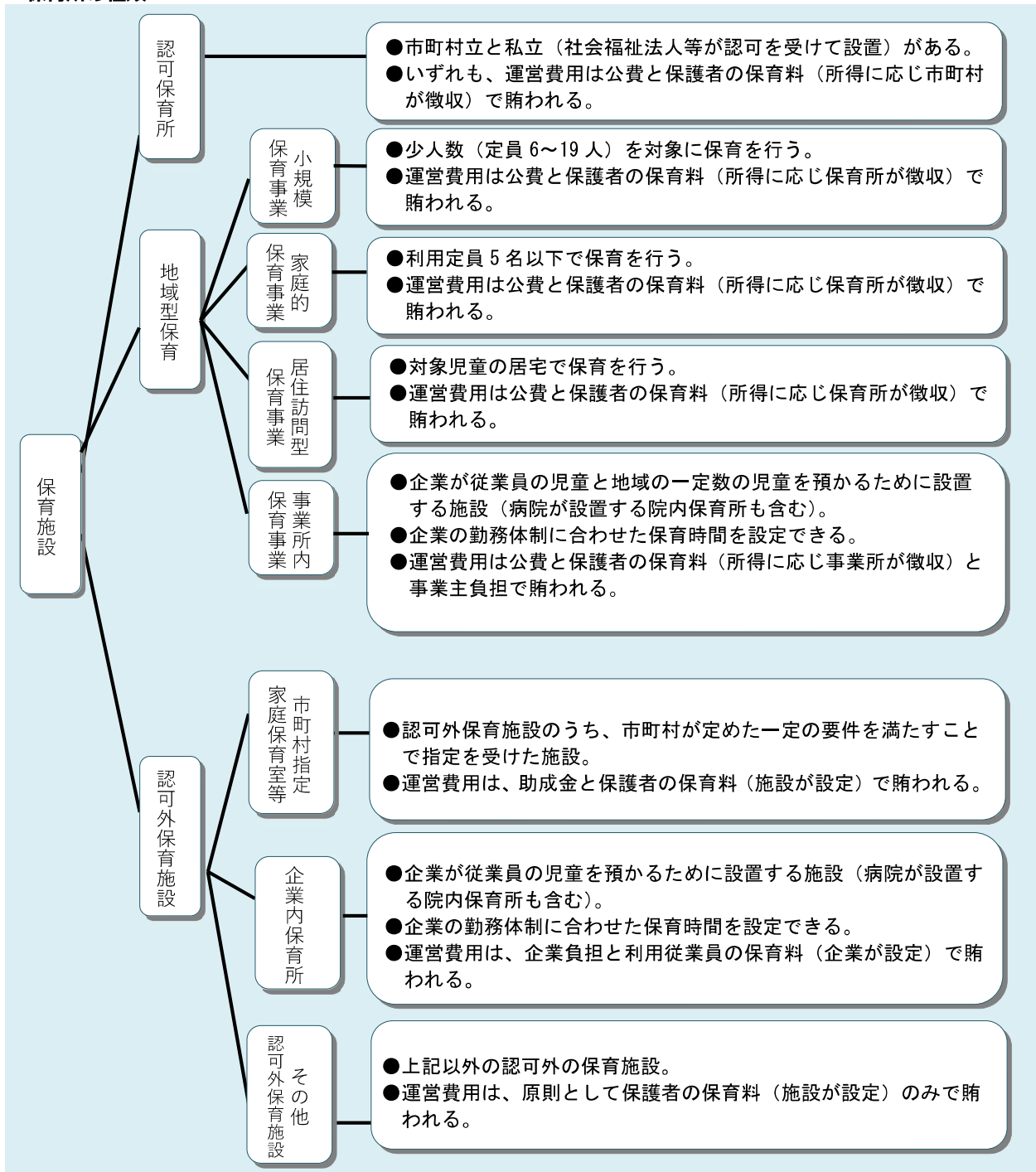
I. 企業内保育所とは	4
1 企業内保育所のメリットと課題.....	5
2 共同利用型企业内保育所の形態.....	6
II. 共同利用型企业内保育所の設置に向けて	7
1 企業内保育所の形態を決める.....	8
2 物件探し（保育所の場所と規模）	11
3 運営	13
4 スケジュール及び関連法令について	16
III. アドバイザー制度について	18
参考資料	19



1. 企業内保育所とは

企業内保育所とは、企業等が従業員の児童を対象として、社屋や敷地内または近隣地などに設置する保育施設のことです。企業内保育所の開設には、児童の処遇、保育従事者の配置、構造設備等について、厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているとともに、消防法等関係法令を遵守していることが必要です。

■ 保育所の種類



1 企業内保育所のメリットと課題

(1) 企業内保育所のメリット

人材の確保	従業員の出産・育児後の早期復帰や継続したキャリア形成が可能になります。また、福利厚生の一環として求職者へPRすることができ、優秀な人材の確保につながります。
離職率の低下	出産や育児を機にした退職者が減少するなど離職率が低下し、従業員の定着率上昇が望めます。人材育成のコスト削減の効果もあります。
雇用の安定	従業員のワーク・ライフ・バランスにつながります。従業員の満足度やモチベーションの向上、会社全体の意識や業務の質の向上が望めます。
社会貢献	地域児童を受け入れた場合、待機児童問題の改善など地域の子育て環境の改善に寄与することになり、企業のイメージアップやPRにもなります。
入園のしやすさ	市町村の審査を通さず、企業の判断で従業員児童を入園させることができます。ただし、認可を受けている場合は、市町村との協議が必要となる場合があります。

(2) 企業内保育所の課題

費用負担	設置・運営に関する費用を、企業と利用する従業員の保育料で賄わなければなりません。保育所の運営にかかる費用を社内でどう判断するか（福利厚生費、人材育成費など）がポイントになります。
継続した運営	従業員が少ない企業の場合、保育所を利用する児童がいなくなることがあります。事前に社内アンケート調査を行うなど、社内ニーズを把握することが必要となります。
社員間の公平性	遠方からの通勤者は使いにくいなど、利用が一部の従業員に限られる場合もあるので、従業員間の公平性を経営の視点からどう判断するのかを明確にしておく必要があります。
事務負担	保育所の運営に関する事務負担が発生します。担当部署を決めておくなど事務を担える体制を整えておく必要があります。



2 共同利用型企业内保育所の形態

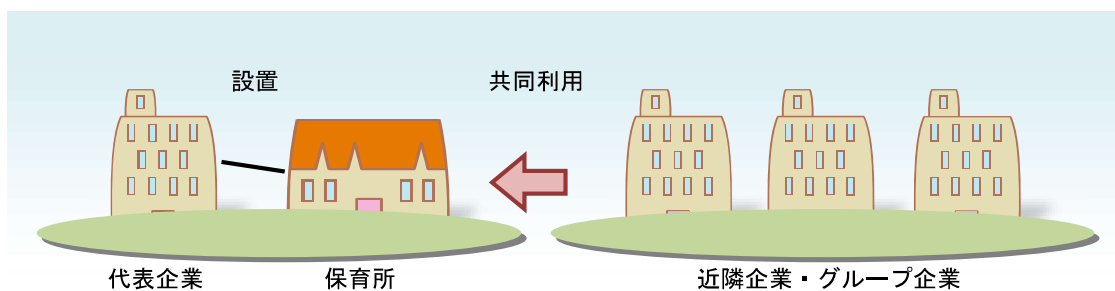
複数の企業等の従業員児童が利用する企業内保育所が「共同利用型企业内保育所」です。

共同利用型企业内保育所には、運営に係る経済的な負担の軽減や利用者の安定的な確保などのメリットがあります。一方、保育所の利用希望者が多い場合、利用者の調整が難しくなるなどの課題があります。

<共同利用型企业内保育所の主な形態>

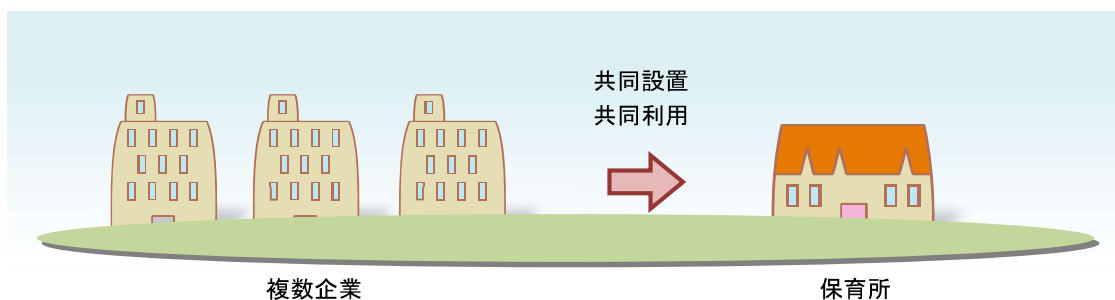
(1) 代表企業型

1 社が設置した保育所を近隣企業やグループ企業と共同で利用します。
運営の事務は設置した企業によって一括して行われています。



(2) フラット型

複数の企業で経費を負担して保育所を設置・運営します。
運営の事務をいずれかの企業が担う例と、運営のための別組織を立ち上げる例があります。



II. 共同利用型企業内保育所の設置に向けて

共同利用型企業内保育所の設置に向けて、主な検討事項は以下の4項目に分けられます。次のページよりそれぞれの検討事項について詳しく解説します。

1 企業内保育所の形態を決める ----- 5

(1) 提携先を探す

提携しやすいのは、①事業所が近くにある企業②営業日、営業時間が類似している企業③女性従業員が多い企業などです。

(2) ニーズ調査

主に子育て中の従業員や妊娠中の従業員を対象に、現状や利用意向等を調査します。また、これから子供を持つ若い世代も調査しておく、と、長期の利用見込みを立てやすくなります。

(3) 提携先との協議

保育所を設置・運営していく上で、提携先と事前に十分協議し、提携内容の大枠を決定します。協議事項は書面で明確にしておくといでしょう。

大枠が決まったら、共同利用を行う企業・事業所の間で、設置・運営に関する協定を締結します。

(4) 園児の年齢

何歳の児童を預かるのか、周辺の待機児童の状況なども考慮して設定します。

また、地域児童を受け入れるかについて、市町村と相談の上、判断します。

2 物件探し（保育所の場所と規模） ----- 8

(1) 場所

設置場所は、自社や提携先の社屋や敷地内が一般的ですが、自社と提携先から近い場所や最寄り駅近辺の賃貸物件なども考えられます。

(2) 広さと定員

想定される利用対象者から、どの程度の規模の保育所を設置するか検討します。

(3) 構造設備等

「認可外保育施設指導監督基準」に定められた構造設備等の整備が必要です。

3 運営 ----- 10

(1) 運営方法

保育士を雇用し、運営を自ら行う直営方式とするか、専門の保育事業者に委託する委託方式とするかを検討します。

(2) 保育料

ニーズ調査結果や近隣の保育園の状況等から保育料を検討します。社員の所得と企業負担のバランスが必要です。

(3) 保育内容

企業の方針や従業員からの希望を考慮し、保育内容を検討します。

(4) 設置・運営の費用

設置・運営の費用について、企業間で負担割合を検討します。

4 スケジュール及び関連法令について ----- 13

(1) スケジュール

保育所設置に向けた具体的なスケジュールを検討します。設置決定から開所まではおよそ1年程度は必要となります。

(2) 関連法令について

保育所設置のための手続や助成金の申請に必要な書類等、必要事項を確認します。また、設置する市町村の保育担当課や建築担当課などにも問い合わせが必要です。



1 企業内保育所の形態を決める

(1) 提携先を探す

共同利用型企業内保育所を始めるに当たり、提携先を探します。

提携先として可能性があるのは次のような企業です。

- ①事業所が近くにある企業
- ②営業日、営業時間が類似している企業
- ③女性従業員が多い企業



また、提携先として福祉施設などを運営している社会福祉法人などに声をかけるのも一つの方法です。これらの施設では女性が多く働いていることから企業内保育所のニーズが高いことが予想されます。

(2) 提携先との協議

保育所を設置・運営していく上で、提携先と事前に十分協議し、提携内容の大枠を決定します。協議事項は書面で明確にしておくといでしょう。

大枠が決まったら、共同利用を行う企業等との間で、設置・運営に関する協定を締結します。

①**事務局**：事務局を誰が担当するのかを決めます。

例)・代表企業が担当する

- ・1～2年ごとに事務局を持ち回る
- ・運営のための別組織を立ち上げる

②**費用負担**：設置費用、運営費用をどのように負担するのかを決めておきます。

(詳しくは14ページを御覧ください)

③**利用者の調整**：保育所の利用希望者が多数になった場合に備え、定員や利用者をどのように調整するのかを決めておきます。

例)・A社5人、B社5人などのように企業ごとに定員枠を決める

- ・企業に関係なく申込み順に利用者を決める

※19ページに参考資料1として協定書の例を掲載しています。

(3) ニーズ調査

保育所の設置を検討する際は、保育ニーズを把握することが大切です。従業員へのアンケート調査を行いましょう。特に、以下の3項目については必ず把握するようにしましょう。

- ①子育て中の従業員の保育状況（認可保育所の利用の有無）
- ②企業内保育所を設置した場合の利用意向
- ③利用する場合の保育時間・保育料



また、アンケート調査は既婚者だけでなく、独身者も対象にし、将来にわたっての企業内保育所の利用ニーズを把握することが大切です。

なお、地域の認可保育所や認可外保育所の空き情報を把握することも必要です。市町村の保育担当課に問い合わせしてみましょう。

■企業内保育所の設置に関するアンケート調査票例

(1) あなたの年齢を教えてください。(1つに○)

1. 10歳代	2. 20～24歳	3. 25～29歳	4. 30～34歳
5. 35～39歳	6. 40歳代	7. 50歳代以上	

(2) あなたの性別を教えてください。(1つに○)

1. 男性	2. 女性
-------	-------

(3) 就学前のお子さまの年齢と人数を教えてください。(あてはまるものすべてに○、数字も記入)

1. いない	2. 妊娠中	3. 0歳 ☐ 人	4. 1歳 ☐ 人	5. 2歳 ☐ 人
6. 3歳 ☐ 人	7. 4歳 ☐ 人	8. 5歳 ☐ 人	9. 6歳 ☐ 人	

(4) 社内に保育所がオープンした場合、利用したいですか。(1つに○)

1. はい	2. いいえ	3. わからない
-------	--------	----------

(5) 社内の保育所を利用するとしたら、何時から何時までの利用を希望しますか。

時 分 ～ 時 分

(6) 社内の保育所を利用するとしたら、お子さまが何歳から何歳までの利用を希望しますか。

歳 ～ 歳

(7) 社内の保育所を利用するとしたら、保育料の限度額はどの程度ですか。(1つに○)

1. 30,000円以下	2. 35,000円	3. 40,000円	4. 45,000円	5. 50,000円以上
--------------	------------	------------	------------	--------------

(8) 出産してこれから育児休業を取るとしたら、どのくらいの時期での復帰を希望しますか。(1つに○)

1. 3か月以内	2. 半年以内	3. 9か月以内	4. 1年以内
----------	---------	----------	---------

お子さまがいらっしゃる方のみ

(9) 現在の保育状況を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

1. 認可保育所	2. 認可外保育所	3. 幼稚園
4. 家族	5. ベビーシッター	6. その他 ()

「1. 認可保育所」「2. 認可外保育所」と回答した方のみ

(9-1) 現在利用している保育所の利用料金(1人あたり)はどの程度ですか。(1つに○)

1. 30,000円以下	2. 35,000円	3. 40,000円	4. 45,000円	5. 50,000円以上
--------------	------------	------------	------------	--------------

～自由記入欄～(ご意見・ご要望等ありましたら、ご自由にお書きください。)

--

※この調査票は20ページに参考資料2としてA4サイズのものに掲載しています。



(4) 園児の年齢

保育所の設置に当たって、児童の対象年齢の設定が必要です。一般的な保育所の考え方では、0歳から小学校就学前の児童を対象としていますが、早期に職場復帰したいという従業員が多い企業の中には0～1歳児の定員を多く設定する等の工夫をしている例があります。一方、大半の従業員が育児休業を1年間取得してから復帰する企業では、1歳児からを対象としている例もあります。

また、いわゆる待機児童は2歳児以下の児童が大半であり、3歳児以上になると認可保育所に入所しやすくなることも考慮します。

なお、定員の設定の際には、児童の年齢に応じた保育従事者を配置する必要があります。

■専任の保育従事者の配置

●常時2人以上配置すること

乳児	乳児 3人につき保育に従事する者1人
1, 2歳児	幼児 6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児30人につき保育に従事する者1人

(注) 保育従事者の3人につき1人(保育従事者が2人の場合は1人)は保育士の有資格者であることが必要で

<地域への開放について>

利用者の範囲を設定する上で、地域児童を受け入れるかどうかポイントになります。特に都市部などの待機児童が多い地域では、地域児童を受け入れることで待機児童問題の解消への貢献になるとともに、利用者の増加が見込まれるので運営の安定にもつながります。

2 物件探し（保育所の場所と規模）

（１）場所

企業内保育所を設置する場所は、自社や提携先の社屋や敷地内が一般的ですが、自社と提携先から近い場所や最寄り駅近辺の賃貸物件なども考えられます。

また、保育所を新築する場合と既存建物を改修するケースが想定されます。

既存建物を改修する場合の方が設置費用を安く抑えられることが多いですが、使い勝手に制約を受ける可能性もあります。

さらに、既存建物の改修の場合は、建築基準法の「用途変更手続」が必要になる可能性があります。この場合、建築確認※の完了検査※を受けていないと用途変更手続が難しくなることもあるので注意が必要です。候補物件が完了検査を受けているかどうかは必ず確認しましょう。用途変更手続が必要になるかどうかは市町村の建築担当課又は、県の建築安全センターにお問い合わせください。

※建築確認：建築前に取得

完了検査：工事終了後に建築確認どおりに建築したかを検査

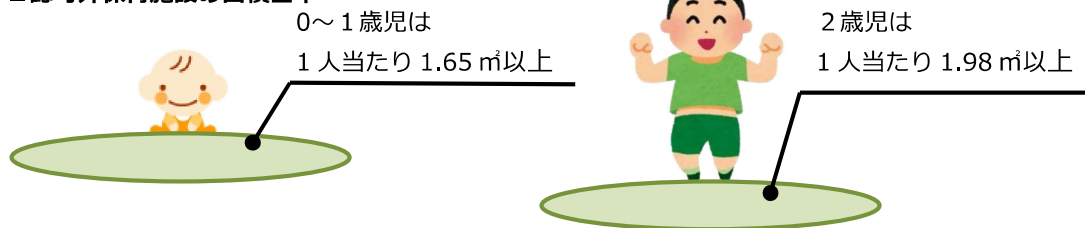
（２）広さと定員

保育所の広さは、想定される利用人数をもとに保育所として活用できる場所の面積等を考慮して設定します。

なお、認可外保育施設の保育室の面積は「0～1歳児は1人当たり1.65㎡以上、2歳児以上は1人当たり1.98㎡以上」と定められています。

市町村の認可を受ける場合は、市町村が独自に基準を設けていますので確認の上申請してください。

■認可外保育施設の面積基準



（３）構造設備等

「認可外保育施設指導監督基準」では、保育施設に必要な構造設備等を定めています。主な基準は以下のとおりです。

なお、市町村の認可を受ける場合は、市町村が独自に基準を設けていますので、市町村にお問い合わせください。



■主な構造設備等

構造設備	主な要件
保育室	乳幼児の保育を行う部屋があること。 ・乳児（概ね満1歳未満）の保育を行う場所は、幼児の保育場所と区画されていること。（部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。） ・窓等採光及び換気に有効な開口部が確保されていること。
便所	便所の数は、概ね幼児20人につき1以上（子どもが安全に使用できるもの）で、手洗い設備があること。 ・保育室、調理室と区画されていること。
調理室	加熱、保存、配膳などのために必要な機能（以下、「調理機能」と言う。）を有していること。 ・乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画されていること。 ・外部の給食サービスの利用や家庭からの弁当持参等でも可。 （ただし、市町村の認可を受けて地域児童を受け入れる場合は、自園調理が必要です） ・同建物内の共同調理室を使う場合は、調理機能を有し必要な時に利用できること。
非常口	乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

■認可外保育施設指導監督基準

「認可外保育施設指導監督基準」については、こども家庭庁のホームページでご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/>

3 運営

(1) 運営方法

保育従事者を自社の従業員として雇用する「直営方式」と保育施設の運営を専門の保育事業者に委託する「委託方式」のどちらにするかを検討します。

最近では「委託方式」で運営している企業内保育所が増えています。

(2) 保育料

保育料は「月額保育料」、「延長保育料」、「一時（臨時）保育料」等があります。それに加えて、食事代やおやつ代もかかりますが、事務処理や保護者の負担等を考慮して保育料に含めて設定している場合もあります。

保育料の設定については、一般的には近隣の保育所の保育料を参考に設定しています。一方、独自に保育料を設定し、従業員の負担を最低限に抑えている場合もあります。

共同利用の場合は、企業間での給与体系が違うので十分な調整が必要です。園児一人当たりにかかる運営費を統一し、企業負担額と保育料は各社に任せるという方法もあります。

また、市町村の認可を受けて運営する場合は、保護者の所得により保育料が異なります。

(3) 保育内容

企業の方針や従業員からの希望に合わせ、どんな保育内容にするのかを検討します。

従業員に能力を発揮してもらうためには、良好な保育環境をつくるのが大切です。

安心・安全な保育をしっかりと行うことが基本ですが、それに加えて特色ある保育を実施している例もあります。

■特色ある保育の例

企業の方針や従業員からの希望	保育内容
自然とふれあい、のびのびと育てほしい	・畑での収穫体験 ・公園での散歩を多く行う
高齢者を敬う心を育てたい	・定期的に老人ホームを訪れ、高齢者と触れ合う機会を増やす
幼稚園並みの教育を受けさせたい	・3歳児以上の児童には、年齢に合わせて楽器や習字などの学習を取り入れる



(4) 設置・運営の費用

① 設置費の負担例

設置費の費用負担に関して、以下の様な例があります。

- ・ 代表企業が全額負担する
- ・ 利用する企業間で応分に負担する
- ・ 代表企業が全額負担して支払い、利用企業は毎月の運営費支払いに設置費負担額を上乗せして支払う

② 運営費の負担方法

運営費の費用負担に関して、以下の様な例があります。

- ・ 運営費用を利用児童数に応じて按分する
- ・ 利用企業は人件費の 15%など一定割合を負担する
- ・ 利用企業は毎月 10 万円など一定額を負担する

■ 保育所運営に関する主な収入と支出

収入	支出
保育料	人件費
月額保育料	保育従事者
延長保育料	
一時保育料	賃借料
入園料	土地賃借料
	建物賃借料
補助金	その他
又は公的給付金（市町村の認可を受けた場合）	
企業負担金	食費
	光熱水費
	消耗品等

③園児数が月単位で変動することの想定

企業内保育所では園児数が月単位で変動することもあります。園児数が少ない月であっても、人件費や光熱水費など一定の管理コストがかかるため、そうした共通経費を利用企業間でどのように負担するか検討する必要があります。

④設置・運営の費用例

■設置費用事例（改修の例）

事例1

◆4階建て事務所ビルの1階倉庫部分を改修

施設面積：85㎡

定員：10名

工事費：550万円

事例2

◆社員食堂の一部を改修

施設面積：58㎡

定員：10名

工事費：500万円

■設置費用事例（新築の例）

事例1

◆事業所新設時に保育所も併設

施設面積：30㎡

定員：10名

工事費：250万円

事例2

◆敷地外に新築

施設面積：190㎡

定員：50名

工事費：5,000万円

■運営費用事例

事例1：利用児童10名の場合（直営）

<施設概要>

利用児童：10名 0歳：2名、1歳：3名
2歳：3名、3歳：2名

保育士：4名 常勤：2名、非常勤：2名

保育料：平均4万円/月

<運営費> 合計：778万円/年

人件費：648万円/年

諸経費：130万円/年

事例2：利用児童20名の場合（直営）

<施設概要>

利用児童：20名 0歳：4名、1歳：6名
2歳：6名、3歳：4名

保育士：8名 常勤：2名、非常勤：6名

保育料：平均4万円/月

<運営費> 合計：1,244万円/年

人件費：1,037万円/年

諸経費：207万円/年



4 スケジュール及び関連法令について

(1) スケジュール

保育所の設置に向けては、計画的なスケジュールをたてることが大きなポイントになります。一般的に単独で企業内保育所を立ち上げる場合、設置決定から開所まではおよそ1年程度を要しますが、共同利用型企业内保育所を立ち上げる場合には、さらに長い期間を要する可能性があります。

そのため、各企業の担当者は随時連絡を取り合いながら早い段階での事務局の決定や検討事項の洗い出し、保育所プランの検討等を行い、スムーズな進行を行う必要があります。

■ 設置決定から開所までのモデルスケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
● 保育所の検討開始														
提携先を探す	→	→	保育所設置決定											
提携先との協定の締結	→	→												
ニーズ調査	→	→												
周辺保育所の調査	→	→												
● 保育所プランの検討														
物件選定			→	→								保育所完成		
業者選定 (保育・建築設計)			→	→										
設計プランの決定					→									
建築確認申請						→	→							
保育所整備							→	→	→	→				
規約等整備							→	→	→	→				
● 開所の準備														
備品購入・準備												→	→	開所
保育所見学会												→	→	
入所説明会												→	→	
お試し保育 (プレオープン)												→	→	

(2) 関連法令について

企業内保育所の開設までに関係する主な関連法令等について説明します。

① 物件探しの時期

● 都市計画法

候補地が「市街化調整区域」の場合、都市計画法の手続が必要になる場合があります。保育所の建築または改修が不可の場合もありますので、市町村の開発担当課または県の建築安全センターにお問い合わせください。

● 建築基準法

既存の建物を改修する場合、建築基準法上の「用途変更」が必要になる場合があります。どんな手続が必要になるかについては、市町村の建築担当課または県の建築安全センターにお問い合わせください。

② 保育所の設計の時期

● 認可外保育施設 指導監督基準

保育所の構造設備や非常災害に対する措置などは、認可外保育施設指導監督基準に規定されています。保育所のプランについては事前に市町村保育担当課へ相談してください。

● 市町村で定める 事業所内保育施設 の認可・確認基準

0～2歳の地域児童を受け入れ、子ども・子育て支援新制度の適用を受けるためには、市町村の認可・確認を受ける必要があります。

● 消防法

保育所として利用するにあたり、消防法の手続を確認する必要があります。地域の消防本部にお問い合わせください。

● 食品衛生法

保育所には調理室が必要です。給食は、①調理室で調理する、②給食業者から調達するなどの方法が考えられます。調理室をどのように使用するかによっては、食品衛生法上の許可や届出が必要になることがありますので、事前に保健所に相談してください。

③ 開所後

● 認可外保育施設 設置届の提出

企業内保育所の設置後、開所の日から1月以内に市町村の保育担当課に「認可外保育施設設置届」を提出する必要があります。届出をした保育施設は、原則として年1回以上市町村の立入調査が行われます。



Ⅲ. アドバイザー制度について

(1) 企業内保育所アドバイザー制度とは

企業内保育所の良好な運営を行っている企業等から、企業内保育所の開設及び運営についてのアドバイスが受けられるとともに、アドバイザー企業の企業内保育所を見学することができる制度です。

(2) アドバイスの内容

- ① 設置検討段階から開所までに行ったことやタイムスケジュール
- ② 開所までに工夫したことや苦労したこと
- ③ 運営にあたり工夫していることや苦労していること

(3) アドバイザー企業一覧

	アドバイザー企業	保育所所在地
①	埼玉ヤクルト販売株式会社	さいたま市
②	カンダホールディングス株式会社(企業主導型保育事業)	加須市
③	株式会社KSP(企業主導型保育事業)	さいたま市
④	有限会社アイワプランニング	川越市
⑤	株式会社キャステック	加須市
⑥	社会福祉法人孝楽会	春日部市
⑦	社会福祉法人至福の会(企業主導型保育事業)	狭山市
⑧	曙ブレーキ工業株式会社(企業主導型保育事業)	羽生市
⑨	社会福祉法人元気村(認可)	鴻巣市
⑩	京葉流通倉庫株式会社(認可)	戸田市
⑪	株式会社 Le-caldo	所沢市

お申し込み方法及び詳細については、埼玉県の「企業内保育所アドバイザーのご案内」のページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/installation/adviser.html>

参考資料 1：共同利用型保育所の協定書

共同利用型保育所に関する協定書

〇〇社（以下「甲」という。）及び××社（以下「乙」という。）は、共同利用型保育所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の共同利用型保育所の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（共同利用型保育所の所在地及び名称）

第2条 共同利用型保育所の所在地は、埼玉県〇〇市〇〇〇〇〇とする。

2 共同利用型保育所の名称は、△△保育所とする。

（共同利用型保育所の設置目的及び利用者）

第3条 この保育所は、従業員の福利厚生を目的として設置し、保育所を利用できる者は、甲及び乙の従業員とする。

2 保育児童の定員に余裕がある場合は、甲又は乙の従業員以外の利用も認めるものとする。

（保育所の設置）

第4条 この保育所は、甲が設置する。

（保育所の運営）

第5条 この保育所の運営方法は、甲乙協議の上決定する。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了前に甲、乙両者においてこの協定内容に異議のないときは、更に〇年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 この協定書に定めるもののほか必要な事項については、甲、乙両者の協議に基づいて決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇



参考資料 2 : 企業内保育所の設置に関するアンケート調査票例

(1) あなたの年齢を教えてください。(1つに○)

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 10 歳代 | 2. 20～24 歳 | 3. 25～29 歳 | 4. 30～34 歳 |
| 5. 35～39 歳 | 6. 40 歳代 | 7. 50 歳代以上 | |

(2) あなたの性別を教えてください。(1つに○)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

(3) 就学前のお子さまの年齢と人数を教えてください。(あてはまるものすべてに○、数字も記入)

- | | | | | | | | |
|--------|------------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|
| 1. いない | 2. 妊娠中 | 3. 0 歳 | <input type="text"/> 人 | 4. 1 歳 | <input type="text"/> 人 | 5. 2 歳 | <input type="text"/> 人 |
| 6. 3 歳 | <input type="text"/> 人 | 7. 4 歳 | <input type="text"/> 人 | 8. 5 歳 | <input type="text"/> 人 | 9. 6 歳 | <input type="text"/> 人 |

(4) 社内に保育所がオープンした場合、利用したいですか。(1つに○)

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

(5) 社内の保育所を利用するとしたら、何時から何時までの利用を希望しますか。

時	分	～	時	分
---	---	---	---	---

(6) 社内の保育所を利用するとしたら、お子さまが何歳から何歳までの利用を希望しますか。

歳	～	歳
---	---	---

(7) 社内の保育所を利用するとしたら、保育料の限度額はどの程度ですか。(1つに○)

- | | | | | |
|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 1. 30,000 円以下 | 2. 35,000 円 | 3. 40,000 円 | 4. 45,000 円 | 5. 50,000 円以上 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|

(8) 出産してこれから育児休業を取るとしたら、どのくらいの時期での復帰を希望しますか。(1つに○)

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|----------|
| 1. 3 か月以内 | 2. 半年以内 | 3. 9 か月以内 | 4. 1 年以内 |
|-----------|---------|-----------|----------|

お子さまがいらっしゃる方のみ

(9) 現在の保育状況を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------|------------|------------|
| 1. 認可保育所 | 2. 認可外保育所 | 3. 幼稚園 |
| 4. 家族 | 5. ベビーシッター | 6. その他 () |

「1. 認可保育所」「2. 認可外保育所」と回答した方のみ

(9-1) 現在利用している保育所の利用料金(1人あたり)はどの程度ですか。(1つに○)

- | | | | | |
|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 1. 30,000 円以下 | 2. 35,000 円 | 3. 40,000 円 | 4. 45,000 円 | 5. 50,000 円以上 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|

～自由記入欄～ (ご意見・ご要望等ありましたら、ご自由にお書きください)



企業内保育所共同利用マニュアル

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL : 048-830-3963 FAX : 048-830-4821

ホームページ : <https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/index.html>